

平成 27 年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

平成 27 年度献血推進計画（案）	平成 26 年度献血推進計画
前文 - 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定める平成 <u>27</u> 年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号）に基づくものである。 第 1 節 平成 <u>27</u> 年度に献血により確保すべき血液の目標量 - 平成 <u>27</u> 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>〇〇</u> 万リットル、血漿製剤 <u>〇〇</u> 万リットル、血小板製剤 <u>〇〇</u> 万リットルであり、それぞれ <u>〇〇</u> 万リットル、<u>〇〇</u> 万リットル、<u>〇〇</u> 万リットルが製造される見込みである。 - さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成 <u>27</u> 年度には、全血採血による <u>〇〇〇</u> 万リットル及び成分採血による <u>〇〇</u> 万リットル（血漿採血 <u>〇〇</u> 万リットル及び血小板採血 <u>〇〇</u> 万リットル）の計 <u>〇〇〇</u> 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。	前文 - 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定める平成 <u>26</u> 年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号）に基づくものである。 第 1 節 平成 <u>26</u> 年度に献血により確保すべき血液の目標量 - 平成 <u>26</u> 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>5.3</u> 万リットル、血漿製剤 <u>2.8</u> 万リットル、血小板製剤 <u>1.7</u> 万リットルであり、それぞれ <u>5.3</u> 万リットル、<u>2.9</u> 万リットル、<u>1.7</u> 万リットルが製造される見込みである。 - さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成 <u>26</u> 年度には、全血採血による <u>143</u> 万リットル及び成分採血による <u>6.2</u> 万リットル（血漿採血 <u>2.6</u> 万リットル及び血小板採血 <u>3.6</u> 万リットル）の計 <u>20.5</u> 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成27年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 (略)

① (略)

ア、イ (略)

ウ 企業等における献血の推進対策

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

- ・ 国及び採血事業者は、企業等に対して、特に20代・30代の労働者の献血促進について協力を求める。

エ (略)

②、③ (略)

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成26年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 (略)

① (略)

ア、イ (略)

ウ 企業等における献血の推進対策

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

エ (略)

②、③ (略)

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育

機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。

- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ (略)

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

(中略)

- ・ 採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせた献血者に安心・安らぎを与える環境作り等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 (略)

機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。

- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ (略)

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

(中略)

- ・ 採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせたイメージ作りや移動採血車の外観の見直し等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 (略)